

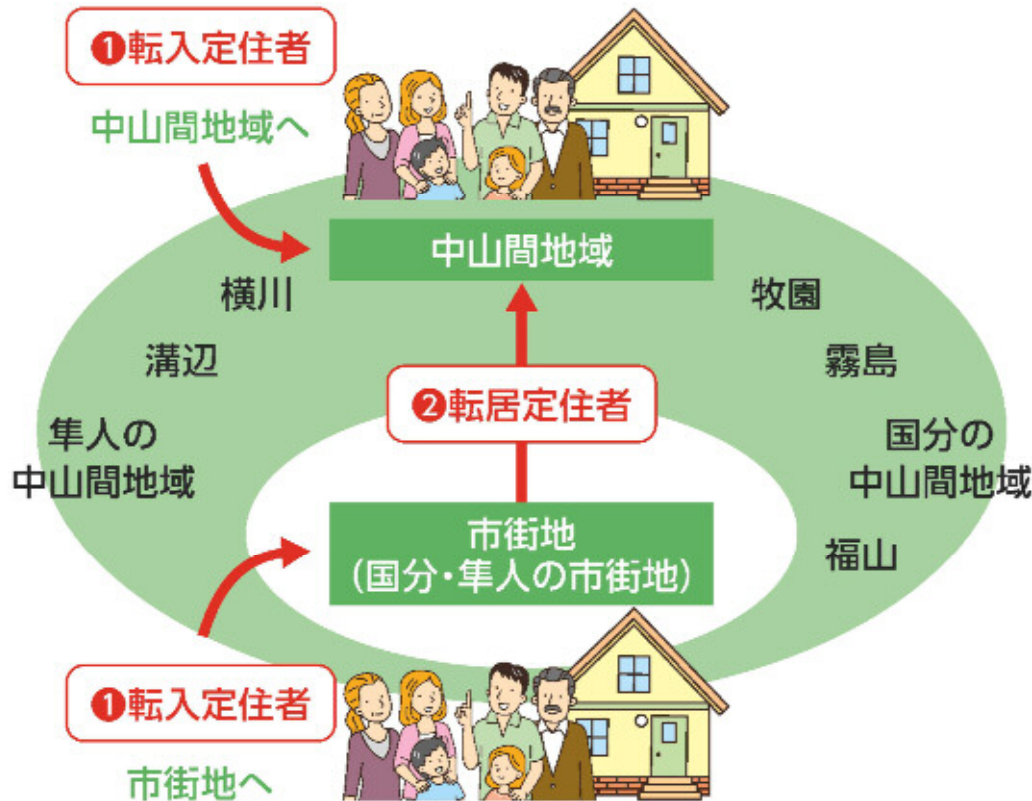
# 空き家に関する支援制度について



## ふるさと創生移住定住促進補助制度

市外から霧島市へ転入する転入定住者や霧島市にお住まいの方で市街地から中山間地域へ転居する転居定住者については一定の条件を満たす場合、住宅の取得費用や増改築費用、賃貸物件における月額賃料の一部について補助が受けられます。(詳細は担当課までお問い合わせください。)

### 移住者のイメージ図



① 転入定住者(市外住民) (市外から霧島市への転入)				② 転居定住者(市民) (市街地から中山間地域への転居)				
補助金の種別		補助金限度額		補助率など	補助金の種別		補助金限度額	
		中山間地域	市街地				中山間地域	補助率など
住宅取得補助金	新築	50万円	-	中山間地域4/5 市街地3/5	住宅取得補助金	新築	50万円	中山間地域4/5
	中古購入	30万円	10万円			中古購入	30万円	
住宅増改築補助金		20万円	10万円	一戸建て 公営住宅 民間共同住宅	住宅増改築補助金		20万円	中山間地域4/5
家賃補助金		月額賃料の 3分の2 (上限2万円)を 12月分	-		家賃補助金		月額賃料の 3分の2 (上限2万円)を 12月分	

【問い合わせ先】

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1

霧島市役所企画部地域政策課中山間地域活性化グループ

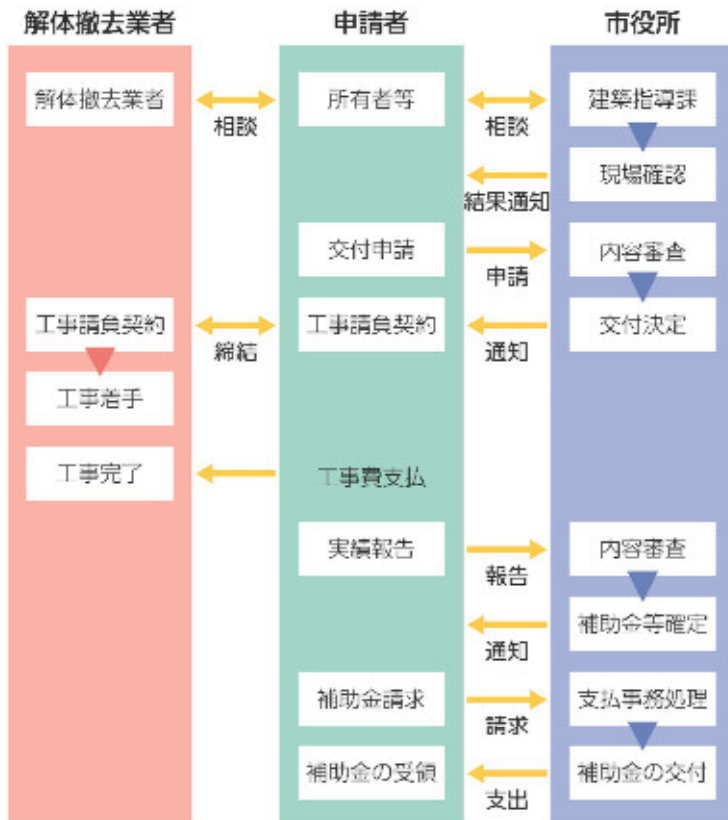
☎0995-45-5111 (内線1543) おじゃんせ霧島市



# 霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金

老朽化により倒壊するおそれのある空き家で、市の定める老朽度判定基準を満たせば、取り壊し費用の一部について、補助が受けられます。

※例年5月上旬から申請受付開始となります。予算が無くなり次第終了となります。(詳細は担当課までお問い合わせください。)



霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金フロー図 (参考)

## 1 対象となる建築物

居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物で、倒壊など著しく危険のおそれがあり、周辺の生活環境に与える影響が大きいもの(老朽危険空き家等)が対象です。

注1:対象建築物に附属する建築物(車庫や倉庫など)についても対象とすることができます。ただし、同一敷地内に居住の用に供する建築物が残存する場合は、対象となりません。

注2:倒壊などの危険性については、市で現地を確認します。**申請する前に必ず市役所建築指導課の事前調査を受けてください。**

## 2 補助対象者

市内に存する対象建築物の所有者\*またはその所有者から当該老朽危険空き家等の解体撤去について委任を受けた者で、補助金の交付申請の日において、本市の市税等を滞納していない者。

※所有者とは、登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記載されている者で、その相続人を含みます。

## 3 補助額

解体費用の3分の1以内(上限30万円)

## 4 対象となる工事

市内に本店を置く業者が解体する工事  
解体費用が30万円以上の工事

【問い合わせ先】

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所建設部建築指導課建築指導グループ

☎0995-45-5111(内線2844)

霧島市空き家解体



広告

**株式会社 暁**  
AKAISUKI  
代表取締役 花車禮彰

シラス販売・各種ダンプ運送業  
お気軽に何でもご相談ください

登録事業所(設-1)第18719号・鹿児島県知事(設-1)第407号

**営業内容**

- 総合建設工事 ■改修(リフォーム)工事一式
- 高・土木工事一式 ■舗装工事一式
- 構造物解体工事一式 ■内部解体工事一式
- 研り工事一式 ■廃棄物収集運搬

暁 霧島市 検索

〒899-5112 鹿児島県霧島市尊人町松永 1157-2  
TEL 0995-71-0885  
FAX 0995-42-0778

